

# いばらきししょうがい ひと ひと 茨木市 障害のある人もない人も

## とも い じょうれい 共に生きるまちづくり 条例

みんなで取り組む  
～誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり～



この条例は、**障害のある人もない人も**、「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」  
に取り組むための、**みんなのルール**です。

わたしたちの**毎日の暮らし**の中で、**障害のある人が**いろいろな**社会的障壁**によって**生きづらさ**  
や**差別**を感じることもあります。**障害のある人もない人も**、**みんなが安心して暮らすためには**、**市**  
**役所**、**茨木市に住む人や活動する団体**、**会社やお店の人**など**みんなが互いに協力し**、**障害に**  
**対する理解を深め**、**まちづくりを進めることが必要**です。  
**一人ひとりの取り組みが**、「**共に生きるまち茨木**」をつくるのです。

### ※社会的障壁ってなに？

**障害のある人が**、**段差や階段などの形のある“物”**だけではなく、**毎日の生活のいろいろな**  
**ところで暮らしづらいと感じること**、**それらがバリアや困りごとになります。**  
たとえば**次のようなこと**があります。

理解不足・  
差別・偏見

通りづらい道路  
使いづらい施設

使いづらい  
制度など

障害がある人を意識していない  
習慣(ルール)や文化など

# この条例の基本になる考え方(基本理念)

みんなが協力して取り組む、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり！

みんなが障害を理解し、暮らしの中のバリアをなくします。

障害のある人が、コミュニケーションの方法や、情報を集めて使う方法を選べるようにします。

障害のある人が、いろいろな活動に参加できるようにします。

障害のある人もない人もつながり、支え合い、障害のある人がゆたかに暮らせるように施策をすすめます。

障害を理由とする差別をなくすため、みんながお互いを理解し、合理的配慮に取り組めます。



「共に生きるまち茨木」の実現へ！

## 障害を理由とする差別って何？

どんなことが差別になるの？

障害を理由とする差別には種類が2つあって、例えば次のようなことが差別になるよ。

### 不当な差別的取扱い

車いすに乗っているからという理由でレストランに入りを断る。



精神障害や知的障害があることだけを理由に、契約やサービスの申し込みを断る。



### ※合理的配慮をしないこと

視覚に障害があるので代筆をしてほしいと頼んだが、断られた。



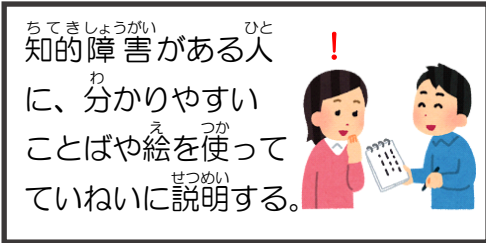
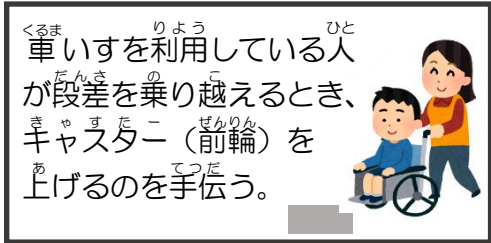
階段や段差で、一人で移動できないので協力をお願いしたが、断られた。



### ※合理的配慮とは

障害のある人の暮らしの中で、バリアや困りごとになるようなこと・ものを取り除くために、大変すぎない範囲の中で必要な工夫や手助けなどを行うことです。

みんなができることはたくさんある！合理的配慮の例



差別を禁止します。

この条例（じょうれい）では、市役所（しやくしょ）と事業者（じぎょうしゃ）（会社（かいしゃ）やお店（みせ）など）は、「障（しょうがい）害（がい）を理由（りゆう）とする不当（ふとう）な差別（さべつ）的（てき）取（と）扱（あ）い」と、「合理的（ごうりてき）配（はい）慮（りょ）を提（てい）供（きょう）しないこと」が禁（きん）止（し）されています。

茨木市（いばらきし）では、市民（しみん）のみなさんが安（あん）心（しん）して暮（く）らせるように、市役所（しやくしょ）だけ（だけ）でなく、会社（かいしゃ）やお店（みせ）などが合理的（ごうりてき）配（はい）慮（りょ）を提（てい）供（きょう）しないこと（こと）も禁（きん）止（し）します。



◎差別を受けてしまったら、どうしたらいいの？

障（しょうがい）害（がい）を理由（りゆう）に困（こま）ったこと（こと）が起（お）きたり、嫌（いや）な思（おも）い（い）をした（し）ときは市役所（しやくしょ）で相（さう）談（だん）がで（で）きます。

手紙（てがみ）や電（でん）話（わ）、FAX、メー（めー）ル（る）など（など）、自（じ）分（ぶん）がや（や）り（り）や（や）す（す）い（い）方（ほう）法（ぽう）で、市役所（しやくしょ）のど（ど）の窓（まど）口（ぐち）でも相（さう）談（だん）がで（で）きます。



ことば（言語）としての手話への理解をすすめます。



手話（しゅわ）って何（なに）？

手話（しゅわ）がことば（ことば）ってどうい（どう）う（う）こと（こと）？

聞こえ（きこえ）（聴覚（ちやうかく））に障（しょうがい）害（がい）のある（ある）人（ひと）（ろう者（じや））が話（はな）し（はな）す（す）こと（こと）や、物（もの）事（ごと）を考（かんが）えたり（たり）する（する）とき（とき）に使（つか）う（う）こと（こと）ば（ば）です（です）。

日本（にほん）語（ご）や英（えい）語（ご）と（と）同（おな）じ（じ）よ（よ）う（う）に、手話（しゅわ）もことば（ことば）（言語（げんご））です（です）。

手話（しゅわ）がことば（ことば）である（である）とい（とい）う（う）こと（こと）が広（ひろ）まれば、聞（き）こえ（え）に障（しょうがい）害（がい）のある（ある）人（ひと）が不（ふ）自（じ）由（ゆう）なく社（しゃ）会（かい）生（せい）活（かつ）を送（おく）れ（れ）ます（ます）。

聞（き）こえ（え）に障（しょうがい）害（がい）のある（ある）人（ひと）が安（あん）心（しん）して暮（く）らせる（らせる）よ（よ）う（う）に、み（み）ん（ん）な（な）が聴（ちやうかく）覚（かく）障（しょうがい）害（がい）や手話（しゅわ）を理（り）解（かい）する（する）こと（こと）が必（ひつ）要（よう）だ（だ）ね（ね）。

市役所ではどんなことをするの？

- 市役所（しやくしょ）には手話通訳者（しゅわつうやくしゃ）が設（せ）置（ち）さ（さ）れて（て）い（い）ま（ま）す（す）。
- 聞（き）こえ（え）に障（しょうがい）害（がい）のある（ある）人（ひと）と話（はな）が（が）し（し）たい（たい）、話（はな）を聞（き）きたい（たい）とき（とき）など（など）は、市（し）が派（は）遣（けん）する（する）手話通訳（しゅわつうやく）を利（り）用（よう）で（で）き（き）ま（ま）す（す）。
- 市役所（しやくしょ）がする（する）行（ぎやう）事（じ）には、手話通訳（しゅわつうやく）が付（つ）き（き）ま（ま）す（す）。
- 市立（しりつ）の小（しょう）・中（ちゆう）学（がく）校（こう）で、聴（ちやうかく）覚（かく）障（しょうがい）害（がい）のある（ある）児（じ）童（どう）・生（せい）徒（と）が手話（しゅわ）で学（まな）ぶ（ぶ）環（かん）境（きやう）づ（づ）く（く）り（り）に努（つと）め（め）ま（ま）す（す）。

がっこう（学校）に手話（しゅわ）で学（まな）ぶ（ぶ）環（かん）境（きやう）が（が）あ（あ）ると（と）…



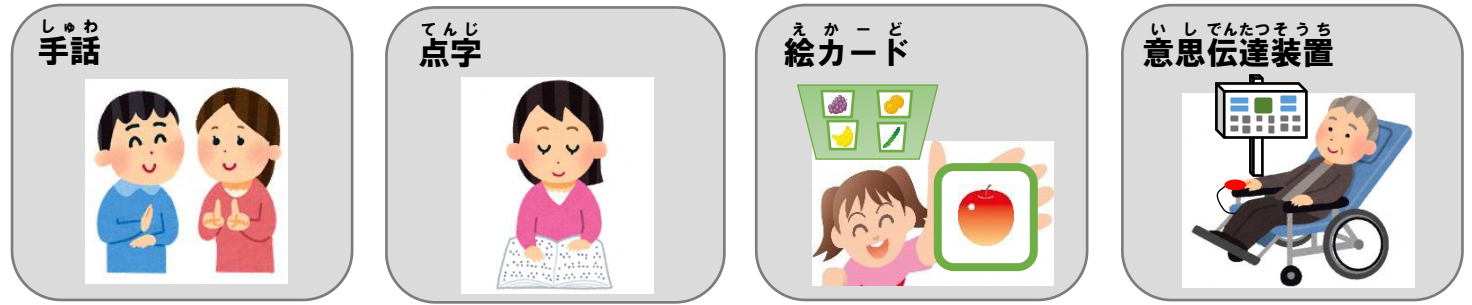
聞（き）こえ（え）に障（しょうがい）害（がい）のある（ある）人（ひと）、み（み）ん（ん）な（な）と一（いっ）緒（しょ）に勉（べん）強（きやう）が（が）で（で）き（き）ま（ま）す（す）。み（み）ん（ん）な（な）が手話（しゅわ）を覚（おぼ）え（え）る（る）と、友（とも）達（だち）と楽（たの）しく遊（あそ）ぶ（ぶ）。

社（しゃ）会（かい）性（せい）が身（み）につ（つ）く（く）。



# いろいろなコミュニケーションの方法（意思疎通手段）を広めます。

障害のある人は、その人の障害に合わせたいろいろな方法でコミュニケーションをとっています。  
例えば…



## 市役所ではどんなことをするの？

- みんながそれぞれの使いやすい方法でコミュニケーションができるように取り組みます。
- 手話や点字、要約筆記、音訳などが学べる講座を開きます。
- 一人ひとりの障害に配慮した、いろいろな方法での情報発信などに取り組みます。

例：伝言掲示板で音声とともに番号や字幕を表示、点字資料の作成や配布、手話通訳による情報発信

## 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりをします。



わたしたちや会社、お店の人たちも、市役所と一緒に、障害のある人がどんなことに困っているのか、自分たちには何ができるのかを考えて、行動してみよう！

### 医療

障害のある人が病院などで合理的配慮をしてもらえるようにします。



### 教育

市役所は、市立の学校で、障害について共に学べる機会をつくります。



### 就労

市役所と事業者は、障害のある人が雇用され、働き続けられるようにします。



### 災害

市役所は、色々な災害時や緊急時に、障害のある人を支えます。



### バリアフリー

市役所と事業者は、みんなが使いやすいように施設や設備を整えます。



### 共生

茨木市に住む人は、おたがいにつながり、支え合える地域づくりに取り組みます。



ほかにも、障害のある人とない人の交流や、みんなで学ぶ教育、障害のある人への支援やサービスの充実、移動手段や交通安全の確保、社会参加の促進など、いろいろな取り組みを進めます！

問い合わせ先

茨木市 健康福祉部 障害福祉課  
電話：(072) 620-1636

〒567-8505

茨木市 駅前 三丁目 8番 13号

FAX：(072) 627-1692